

別表 1

補助金の種類	省エネ設備等の名称	省エネ設備等の要件	補助金の対象経費	補助金の額
省エネ設備等普及促進事業補助金	省エネ給湯設備	<p>1 既存住宅にエコキュート以外の給湯器からエコキュートを買替設置すること。（新築住宅は対象外） ※エコキュートとは CO2を冷媒として、使用する空気熱源方式のヒートポンプ方式給湯器。 2 居住する住宅の給湯設備で使用する事。 3 寒冷地仕様であること。 4 寒冷地年間給湯保温効率が2.7以上であること。 5 未使用品であること。（中古品は対象外）</p>	エコキュート購入に係る費用、工事に関する費用と、その消費税及び地方消費税の額（処分費用は対象外）	対象経費の4分の1以内 千円未満切り捨て 上限額100千円
	LED照明設備	<p>1 既存住宅に蛍光灯設備等からLEDを使用した照明設備への交換であること。（新築住宅は対象外） 2 灯具の交換を含むものであること。（電球等（光源）のみ及びLED電気スタンドの購入は対象外） 3 未使用品であること。（中古品は対象外）</p>	LED照明設備の購入費用、工事に関する費用と、その消費税及び地方消費税の額で合計3万円以上（処分費用は対象外）	対象経費の2分の1以内 千円未満切り捨て 下限額15千円 上限額30千円
	冷蔵庫又は冷凍庫購入	<p>1 一般家庭で使用する冷蔵庫又は冷凍庫（2013年以前に製造されたものに限る。）の買替であること（冷蔵庫から冷凍庫又は冷凍庫から冷蔵庫の購入は対象外）。 2 経済産業省が定める統一省エネラベルにおいて、目標年度2021年度における省エネ基準達成率が100%以上であること。（省エネ性能マークが緑色） 3 家電リサイクル法に係る処理料金又は町が指定する証紙料金（7千円）を支払うものであること。 4 未使用品であること（中古品は対象外）。</p>	冷蔵庫又は冷凍庫の購入費用と、その消費税及び地方消費税の額（リサイクル料金は対象外）	対象経費の4分の1以内 千円未満切り捨て 上限額40千円